

## 病害虫情報第50号の発行に寄せて

農林水産省農産園芸局

植物防疫課長 古茶 武男

病害虫情報は、我が国への病害虫の侵入やまん延の防止を図るという植物検疫業務を国の研究機関、都道府県、関係団体の方々にご理解頂く一助として、植物防疫所の業務や国内外の病害虫に関する情報を提供するため発行してきました。

創刊以来17年間の長きにわたり、本情報の発行にご支援ご協力頂いております各方面の多くの関係者に対して、深甚なる謝意を表する次第です。

さて、近年植物の輸入量の増加、質的多様化に伴い、植物に付着してくる有害動植物の種類も増加し、我が国への有害動植物の侵入の可能性が高まっていることから、より効果的に植物検疫を実施することが求められています。また、昨年1月に発効したWTO協定に基づき、植物検疫制度についても国際的に調和させていくことが求められています。このような国内外の情勢を踏まえ、本

年6月に改正植物防疫法が公布されたところであります。

この法改正に伴い、今後は有害動植物についての危険度評価を行い、植物検疫の対象とする有害動植物の範囲、すなわち「検疫有害動植物」を定め、危険度に応じた検疫を行うこととしております。

今後この新たな概念に基づく検疫を円滑に進めていくためには、これまで以上に国内関係機関のご協力を頂くことが不可欠であります。このため、本情報が的確で新たな知見を盛り込んだ利用しやすい情報誌として、引き続き植物防疫所と関係機関とを結びきずなとなるよう努めていきたいと考えます。

今後とも、関係者の方々の一層のご支援ご指導をよろしくお願い致します。

## 「病害虫情報」50号に寄せて

植物防疫全国協議会

会長 伊東 祐孝

「病害虫情報」が第50号の発行を迎えましたことに心からお喜び申し上げます。編集に携わられた横浜植物防疫所の多くの関係者の方々のご苦勞に敬意を表するとともに、関東の都県からも編集に参画させていただき、微力ながらお手伝い出来たことに喜びを感じます。

50号までを振り返って最大の成果は、都道府県の植物防疫担当者に対し、それぞれの局面において、植物防疫所の検疫業務の重要性や内容の一端を知らせていただいたことだと思います。

第1号発行当時は、イネミズゾウムシが数県に分布拡大を開始し、また、温州ミカンのカンキツモザイク病(トラミカン)が問題となっていました。ほどなく、ミナミキイロアザミウマが野菜の新害虫として登場しました。特に最近ではアザミウマ類など、微小新害虫の発生が目立っています。

本誌では、これら新病害虫の生態・対策について簡明な解説を加え、併せてカラー写真や類似種との見分け法の図解を掲載してきました。これは都道府県の植物防疫担当者にとって大変に有益で、また、市町村や農協等の担当者への提供情報としても大いに活用しました。毎号続いている「各地で話題の病害虫」は、鮮明なカラー写真のお陰で印象深く、後日において、しばしば活用する場面があります。

さて、植物防疫法の一部が改正され、また、今後も植物の輸入が増加すると思われることから、病害虫の侵入の危険性は引き続き高い状況にあると考えられます。植物防疫所と都道府県担当との連携は、より一層大切となる情勢を迎えています。今後、本誌がそのためのさらに大きな役割を担うものと期待しております。